

議案第150号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(互助会の組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（<u>第7号から第9号までに掲げる者</u>にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。</p> <p>[(1)～(5) 略]</p> <p><u>(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第79条第1項に規定する地方派遣職員</u></p> <p><u>(7)～(9) [略]</u></p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 会員は、次に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日の翌日（第5号に掲げる事由に該当するに至ったときは、その日）から会員の資格を喪失する。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 退職（派遣法第10条第1項の規定による退職及び民間資金法第79条第1項の規</p>	<p>(互助会の組織)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条（<u>第6号から第8号までに掲げる者</u>にあつては、同項、第7条及び第8条）の規定の適用については、職員とみなす。</p> <p>[(1)～(5) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(6)～(8) [同左]</u></p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 退職（派遣法第10条第1項の規定による退職を除き、免職及び失職を含む。以</p>

<p>定による退職を除き、免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき [(3)~(6) 略]</p>	<p>下同じ。)をしたとき [(3)~(6) 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年9月15日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

職員互助会の会員の範囲及び会員の資格喪失の原因となる事由を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。